

# 琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 琉球政府 機構・  
人事・県民会議

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43358">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43358</a>

琉球政府東京事務所の地位

北米局長  
参事官  
北米課長

琉球政府東京事務所の電話番号簿  
と教詢のついて

横田

44. 12. 10.  
平 次

I. 4. 9日. 東京電機通信局電話番号簿課 (田中氏)より, 在外  
についての通り照会があった. 201-7351 内280

(1) 最近. 琉球政府東京事務所より, 九段電話局と通い同得  
あり. 東京事務所の電話番号は現行電話帳では外口公

館の部に入記してあり, 2月には国語の. 今般口  
都道府県の東京事務所の部に入りの変更方申入

であった.

(2) (当方の取扱い) 過去の経緯は不詳である. 東京事務所  
の前身は1957年以来1961年まで琉球政府駐日(貿易)

代表事務所の名称であったが, 外務省館の部に入  
り, 現在は外務省にあり, と思われる.

外務省に  
送す  
14  
14

(3) 渡邊氏については 今回の琉球政府東京事務所の電簿に  
添付の資料について 外務省の意見を承知した.

II. 現在の東京事務所の性格については, 昭和36年の改正により  
従来の駐日代表事務所(後設)を東京事務所と名称替

り, 外務省の外局として 総務局の所管と定めて, 官の  
权限. 目的. 運営. 技能. 活動及び事務的責任を定める

の規則. 命令及び訓令は, 同事務所の权限及び運営の  
大総令及び政命令に及ばないことを保証する為, 予め

高等弁務官に提出し, 承認を得ることとなっている.  
(1961. 9. 31. 内閣令第100号 及 1968. 1. 布令第38号)

(註) 駐日代表事務所は 1952. 1. 14. 臨時中央政府商工局  
設置法により, 駐日貿易代表事務所と名称替, 貿易関係事項

について 日本政府と非公式に折衝する機関として設置され,  
翌 49年4月, 外務省の組織変更のための内政部組織

法により経費局所管となり、名称も駐日琉球事務所と改められた。同事務所の設置に關する日本政府との内

務について、同事務所<sup>の</sup>経費は、1952年商館設置法、1953年の組織法及び1961年の組織法の制定に際し、

法令の事前事後審査の段階で日本政府へ輸入手続が12月22日であり、東京事務所開庁の布令は上述

1961年の布令第38号の付心あり。

なお、現在の東京事務所は任意団体である全口都道府県東京事務所長会には加入していない。

(この理由については照会申す中(回答中))

又、外務省資料の駐在邦外口官館リスト中には勿論記載されていない。

### 琉球政府東京事務所の地位について

42.9.12  
半北

琉球政府東京事務所は琉球政府の行政組織

法に基き、行政府の付属機関(総務局所管)であり、

物産観光、在館(雇用を含む)等の事務を行うため、

日本政府機関及びその他の在日機関との連絡を行う

ことになっている。同事務所は琉球政府を代表して

政府対政府の協定を行うことになっている。

なっている。

同事務所の所掌事務、権限は以下のとおりであり、

本土各府県市の東京事務所と異なることとする。

又、同事務所の設置については、日米政府間では、何ら

の取り決めない、了解がなされた形跡はない。

同事務所の職員は琉球政府の公務員身分で

職務を司っているが、その身分上の理由に基き、特権は

たんに受けていない。但し、他の府県等専守可移  
行等と異なり取扱いを受けている条次のとおり。

(1) 所得税免除 - 琉球政府専守可移行の職員  
の所得は、本土所得税及び地域外の所得  
であるため、口税府は之れに対する課税は二  
重課税となるとの理由に基づき、この所得は  
所得税法第9条1項8（外国政府、外国の  
地方公共団体、又は政令で定める国際機関に  
勤務する者で政令で定める要件を備えるもの  
がその勤務により受ける俸給等…但し相互  
主義）に該当すると認定してこれにあり（口  
税府特別審理意見解 - 42年2月部内決  
裁取得力の）。現実にも、同事務所職員に  
対し課税されたと記録はない。

(但し、本件所得税課税の件に

につき、現在大蔵省主税局国際租税課  
で検討中の趣で、同課より多岐あり、琉球  
政府の地（を以つて、先日照会を以てあり）

## (2) 住民税

東京都主税局調査課に照会した結果、  
東京都（住者の）住民税の徴収規程について  
40年6月10日付（自治省通達）自治府才62号「租  
税条約の規定により所得税を免除される外  
国政府職員、教授、留学生等にかかる住民  
税の取扱いについて」で、所得税<sup>（課税）</sup>の課税  
されない外国政府職員等は住民税の課  
せられない。又、均等割についても課税されな  
いことになっているので、課税していないとの  
ことである。

琉球年季可務新駐員の之例(小橋川所長

及心野島博外官)に付実態調査に付

前者は住民登録の記録に所得も

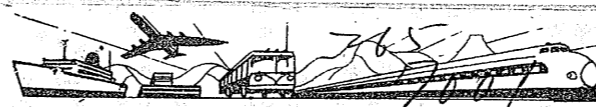
いない。後者は所得の申告も

記録はない由。

(野島博外官に個人的に打診したところ

同官は国民健康保険料等と同様住民

税を支払っている旨を述べていた。)



2月以降 3598  
75  
1493

収入記の倍

所得税95.8%に準じて

所得に課税

高

相互主義 < 納付

二重課税

外国課税との

外国政府

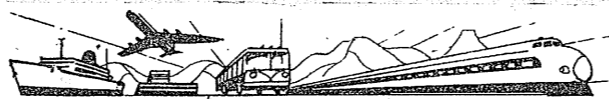
1-170

118



ご出発の安心感 お帰りの満足感

日本交通公社



船川 布令

~~\_\_\_\_\_~~

○船方  
特別寄附金 (近況)

○船方  
○所得税  
○外口政府  
○に準いて  
○で済む 5M 416!

大蔵省 寄附金 降リ税得  
532



住民税

40.6.10付(自治省)自治府

第62号「住民税均等の規定」に

よリ所得税を免除する外口

政府職員、教員、留学生等

○にかかる住民税の取扱い

○については、所得税の

免除される外口政府職員

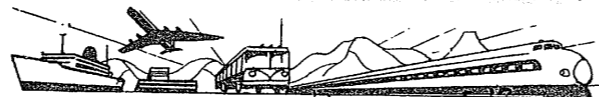
教員、留学生等から(住民

税は免除する

均等割に71175円取扱い

○ 都道府県調査簿 #2090

99年  
下り32号



住戸税 2290  
 新築税  
 021 111118  
 大野

均等割に...  
 自治会...  
 運賃

00.6.10  
 自治会...  
 自治会...  
 54 新築税



免許...  
 航空...  
 免許...  
 取得...

均等割...  
 運賃